

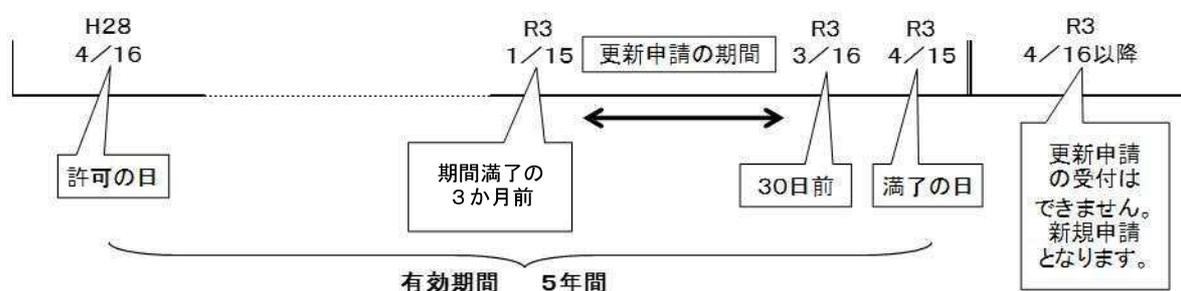
建設業許可の更新について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。

例えば、平成28（2016）年4月16日に許可を受けた場合は令和3（2021）年4月15日が有効期間の満了日です。

引き続き許可を受けて建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新手続きをしていただく必要があります。満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了しますのでご注意ください。

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じたときには、変更届出書等を期限内に提出してください（表1参照）。



～適切な社会保険の加入が許可要件になりました～

令和2（2020）年10月1日に改正建設業法が一部施行され、『適切な社会保険に加入していること』が許可要件となりました。令和2（2020）年10月1日以降受付分の申請については、更新を含め全ての申請について、適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。また、「健康保険等の加入」（様式7号の3）の「保険の加入状況」の欄の記載方法が下記のとおり変更となりました。記載方法の詳細については令和2年10月版の建設業許可の申請の手引（申請書記載例編）をご覧ください。

《保険の加入状況》

「加入」は「1」

「適用除外」は「2」

一括適用の承認に係る営業所

継続事業の一括の認可に係る営業所

については「3」

(表1) 許可を受けたあとの届出事項 (一例)

変更事項	提出期限
経營業務の管理責任者等の変更	事実発生後2週間以内
専任技術者の変更 (氏名の変更を含む)	
令第3条に規定する使用人の変更	
健康保険等の加入状況の変更 (従業員数のみの変更は毎事業年度終了後4か月以内)	
欠格要件に該当したときなど	
商号又は名称の変更	事実発生後30日以内
営業所の名称・所在地又は業種の変更	
営業所の新設・廃止	
資本金額の変更	
役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更	
代表者の変更	
個人事業主の氏名や支配人の変更	毎事業年度終了後4か月以内
毎事業年度(決算期)が終了したとき	
使用人数の変更	廃業事由発生から30日以内
建設業を廃業したとき	

- 上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。
- 必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。
- 書類の提出先、お問い合わせ先及び閲覧所についても、手引に記載しています。
- 手引、様式の入手方法については、7ページをご覧ください。

注意点

- 更新等の許可申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届の提出をしていなければなりません。特に、経營業務の管理責任者や専任技術者、適切な社会保険の加入については、許可要件に関わることですので注意してください。
- 提出書類は、正本と副本が各1部ずつ必要です。副本は写しで可ですが、印影の写しは不可です。
- 役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、それぞれに証明書(原本)の添付が必要です。
- 申請書及び変更届に添付する証明書、登記事項証明書は写しで可です。
- 許可申請や変更届には、法定様式以外に必要なもの(登記事項証明書、定款、証明書等)がある場合がありますので、手引をご参照ください。

解体工事業のみなさまへ

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の 技術者とみなす経過措置期間が 令和3(2021)年3月31日をもって終了します

解体工事の技術者要件に関する経過措置について

建設業の許可申請について

経過措置対象となる技術者（とび・土工工事業の技術者）を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、**令和3(2021)年3月31日までに要件を備え、かつ変更してから2週間以内に有資格者区分の変更届提出が必要です。変更届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取り消し処分となりますのでご注意ください。**

技術者要件について

経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している方が、令和3(2021)年4月1日以降、「解体工事業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になるためには、**『登録解体工事講習（以下、講習）』の受講**又は**解体工事業の実務経験（1年以上）**のどちらかが必要です。講習の対象者は以下の方々です。

対象者

- 平成27(2015)年度までに合格した**1級土木施工管理技士**、**1級建築施工管理技士**の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
 - 平成27(2015)年度までに合格した**2級土木施工管理技士（種別：土木）**、**2級建築施工管理技士（種別：建築、躯体）**の方が、「一般建設業の営業所専任技術者」、「主任技術者」になる場合
 - 技術士法の2次試験（建設部門又は総合技術監理部門「建設」）に合格した技術士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
- ※上記に該当しない建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者などの方は、講習を受講しても資格を得られません。（新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体の実務経験が必要です。）

『登録解体工事講習』実施機関のご案内

講習の受講等に関するご質問は、下記の実施機関へお問い合わせください。

登録番号1号
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
TEL. 03-3555-2196 URL : <https://www.zenkaikouren.or.jp/>



登録番号2号
一般財団法人 全国建設研修センター
TEL. 042-300-1743 URL : <http://www.jctc.jp/>



申し込み等の詳細は各実施団体のWebサイトをご参照ください。

令和2年度版建設業許可申請の手引等の主な変更点

令和2年度版建設業許可申請の手引等について、平成31年度からの主な変更点は次のとおりです。

なお、最新の手引等については令和2年10月版をご覧ください。

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】 〈4月版〉

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、建設業法第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められたことによる規定、必要書類の修正。
- 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。
- 履歴事項全部証明書について、変更がある場合には全ての申請区分において添付するよう改正。
- 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、卒業証書、資格者証等、認定書、講習修了証について原本提示を不要とし、写しの添付のみとするよう改正。
- 令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提示を不要とするよう改正。
- 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性の確認書類のうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「厚生年金標準報酬額決定通知書」、「法人税確定申告書（表紙＋役員報酬手当内訳書）」及び「源泉徴収票」について写しの提示で良いこととするよう改正。
- 営業所の使用状況を確認する書類を建物の権利関係を関係する書類に代えて、営業所の写真を提出するよう改正し、営業所の新設を伴わない般・特新規申請、業種追加申請及び更新申請の場合は営業所の使用状況を確認する書類を不要とするよう改正。
- 建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正に伴い、登録基幹技能者講習の種目が追加されたため記載を修正。

〈10月版〉

- 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し、様式の追加、記載内容の変更（経營業務の管理責任者、適切な社会保険の加入関係）。

- 工事経歴書（様式第2号）の配置技術者欄の記載要領について、監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載することを追記。
- 代理申請における代理人が記名押印できない書類に健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を追加。
- 健康保険等の加入状況の確認資料について、「提示」から「提出」に変更。

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

〈4月版〉

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、建設業法第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められたことによる規定、必要書類の修正。
- 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。
- 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、卒業証書、資格者証等、認定書、講習修了証について原本提示を不要とし、写しの添付のみとするよう改正。
- 令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提示を不要とするよう改正。
- 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性の確認書類のうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「厚生年金標準報酬額決定通知書」、「法人税確定申告書（表紙＋役員報酬手当内訳書）」及び「源泉徴収票」について写しの提示で良いこととするよう改正。
- 健康保険等の加入状況が確認できる資料のうち、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控え）及び事務組合発行の「労働保険料納入通知書」について写しの提示で良いこととするよう改正。
- 既存営業所の所在地変更、営業所の新設の届出に、営業所の写真を提出するよう改正。

〈10月版〉

- 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）について、加入状況に変更があった場合は2週間以内に届出をするよう改正。
- 健康保険等の加入状況の確認資料について「提示」から「提出」に変更。
- 営業所の新設の場合は健康保険等の加入状況も提出するよう改正。

- 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し（経營業務の管理責任者）に伴う、様式の追加、記載内容の変更。

【建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届出編）】

〈4月版〉

- 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。
- 事業年度終了届出書の表紙に連絡先欄を追記。

〈10月版〉

- 建設業法施行規則の改正に伴い、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を事業年度経過後4ヶ月以内に提出するのは従業員数の変更の場合のみと改正。
- 工事経歴書（様式第2号）の配置技術者欄の記載要領について、監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載することを追記。

～各種手引および許可申請書等書類の入手方法～

愛知県の都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～の Web ページからダウンロードできます。(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

現在地 [ホーム](#) > [都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～](#)

都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～

申請書類ダウンロード

- ▶ [建設業許可](#)
- ▶ [経営事項審査](#)
- ▶ [解体工事業登録](#)
- ▶ [浄化槽工事業](#)
- ▶ [宅地建物取引業](#)
- ▶ [宅地建物取引士](#)
- ▶ [不動産鑑定業](#)
- ▶ [住宅瑕疵担保履行法](#)
- ▶ [建設機械の打刻検認](#)

建設業・宅地建物取引業

新着情報

2019年12月4日更新	令和元年度宅地建物取引士資格試験
2019年11月8日更新	令和元年度
2019年10月16日更新	第27回優秀
2019年7月22日更新	愛知県知

「建設業許可」から
 ・建設業許可申請書
 (新規、業種追加、更新など)様式
 ・事業年度終了届出書 様式
 ・変更事項の届出書類(廃業届含む) 様式
 ・「建設業許可申請の手引
 (申請手続編)(申請書記載例編)」
 「建設業法による変更届等の手引
 (変更届出書編)(事業年度終了届編)」
 のダウンロードができます。

「経営事項審査」から
 ・経営事項審査申請等の手引
 ・経営事項審査関係様式
 のダウンロードができます。

～ お知らせ ～

令和2(2020)年10月1日に改正建設業法が一部施行され、許可要件や様式等の一部が変更になりました。詳しくは令和2年10月版の各種手引をご確認ください。

《建設業許可に係る主な改正内容》

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化
- 経營業務管理責任者に関する規制を合理化
- 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築